

令和6年能登半島地震
福祉関係団体連絡会議

議事次第

- 1 開会
- 2 武見厚生労働大臣 挨拶
- 3 厚生労働省から状況報告
- 4 各団体から状況報告
- 5 武見厚生労働大臣 総括
- 6 閉会

<配布資料>

- 資料1 石川県能登地方を震源とする地震について（第28報）
- 資料2 厚生労働省の取組について

【関係団体】 ※はオンラインでのご出席

金井 正人	全国社会福祉協議会常務理事
山田 雅人	全国社会福祉法人経営者協議会副会長
大西 豊美	全国救護施設協議会会長
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
奥田 知志	生活困窮者自立支援全国ネットワーク共同代表 ※
西島 善久	日本社会福祉士会会長
中野 朋和	日本介護福祉士会副会長 ※
明城 徹也	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク事務局長 ※
井上 博	日本知的障害者福祉協会会長
三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会副会長
叶 義文	全国社会就労センター協議会会長 ※
水流 源彦	全国地域生活支援ネットワーク理事長
富岡 貴生	日本相談支援専門員協会代表理事
田村 綾子	日本精神保健福祉士協会会長
大山 知子	全国老人福祉施設協議会会長
東 憲太郎	全国老人保健施設協会会長
橋本 康子	日本慢性期医療協会会長
宮長 定男	日本認知症グループホーム協会常務理事
木村 祐介	高齢者住まい事業者団体連合会副代表幹事
宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長 ※
座小田 孝安	全国介護事業者協議会理事長 ※
斉藤 正行	全国介護事業者連盟理事長 ※
森 信介	日本在宅介護協会会長
七種 秀樹	日本介護支援専門員協会副会長

【厚生労働省】

厚生労働大臣	武見 敬三
厚生労働事務次官	大島 一博
医務技監	迫井 正深
社会・援護局長	朝川 知昭
障害保健福祉部長	辺見 聡
老健局長	間 隆一郎

厚生労働省
令和6年1月12日
07時40分現在

石川県能登地方を震源とする地震について（第 28 報）

1 厚生労働省における対応

(1)	1/1	16:11	厚生労働省災害情報連絡室設置
	1/1	17:30	厚生労働省災害対策本部設置
	1/1	21:45	厚生労働省災害対策本部会議（第1回）
	1/2	10:00	厚生労働省災害対策本部会議（第2回）
	1/2	13:00	政府現地災害対策本部へ職員派遣
	1/3	11:00	厚生労働省災害対策本部会議（第3回）
	1/4	12:40	厚生労働省災害対策本部会議（第4回）
	1/5	14:00	厚生労働省災害対策本部会議（第5回）
	1/6	10:45	厚生労働省災害対策本部会議（第6回）
	1/7	14:45	厚生労働省災害対策本部会議（第7回）
	1/8	14:45	厚生労働省災害対策本部会議（第8回）
	1/9	12:20	厚生労働省災害対策本部会議（第9回）
	1/11	10:30	厚生労働省災害対策本部会議（第10回）

2 医療関係

(1) 医療関係全般（1月12日4時00分時点）

- 1月1日 石川県 EMIS 警戒モードへ変更。
石川県 EMIS 災害モードへ変更。
石川県を除く46都道府県が警戒モードへ変更。
茨城県、高知県、香川県、埼玉県で警戒モードを解除。
- 1月2日 北海道、青森県、千葉県、栃木県、神奈川県、京都府、兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、島根県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県で警戒モードを解除。22都道府県が警戒モード継続。
- 1月3日 千葉県で警戒モードへ変更、奈良県で警戒モードを解除
22都道府県が警戒モード継続
- 1月4日 奈良県、栃木県で警戒モードへ変更
24都道府県が警戒モード継続
- 1月5日 秋田県で警戒モードへ変更、兵庫県、広島県、大分県で警戒モード解除

22都道府県が警戒モード継続

- 1月6日 石川県が災害モード継続、23都道府県が警戒モード継続
- 1月7日 北海道、鳥取県、島根県、岡山県で警戒モードへ変更
石川県が災害モード継続、25都道府県が警戒モード継続
- 1月8日 青森県、神奈川県、京都府、滋賀県、福岡県、佐賀県が警戒モードへ変更。愛媛県が警戒モードを解除。石川県が災害モード継続。30都道府県が警戒モード継続
- 1月9日 埼玉県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。31都道府県が警戒モード継続
- 1月10日 大阪府、和歌山県、兵庫県、愛媛県、広島県、山口県が災害モードへ変更。石川県が災害モード継続。40都道府県が警戒モード継続
- 1月11日 高知県、鹿児島県、沖縄県が災害モードへ変更。石川県が災害モード継続。43道府県が警戒モード継続。

(2) 医療施設の被害状況（1月12日4時00分時点）

石川県の10医療機関、富山県の1医療機関において水使用不可、医療ガス使用不可等の被害が発生中。

石川県の2医療機関において倒壊の危険のある建物があるが、危険のある建物内の患者は搬出済み。

福井県は現時点で被害報告無し。

新潟県はすべて復旧済み。

市町村名		被災施設数		被災状況別内訳							
				浸水等		停電		断水		医療用ガス使用不可	
				最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県		19	10	0	0	3	0	16	10	7	1
	かなざわし 金沢市	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	かほく市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	つばたまち 津幡町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

	はくざんし 白山市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	ののいちし 野々市市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	うちなだまち 内灘町	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	ななおし 七尾市	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0
	しかまち 志賀町	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0
	ほうだつし みずちよう 宝達志水町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	わじまし 輪島市	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	すずし 珠洲市	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
	あなみずまち 穴水町	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
	の とちよう 能登町	2	1	0	0	1	0	2	1	1	0
新潟県		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	にいがたし 新潟市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	みようこうし 妙高市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
富山県		5	1	0	0	0	0	5	1	0	0
	ひみし 氷見市	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0
	おやべし 小矢部市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	たかおかし 高岡市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計		26	11	0	0	3	0	23	11	7	1

(3) DMAT 派遣状況（1月12日4時00分時点）

石川県において DMAT 218 隊が活動中。（内訳：県庁本部で39隊、病院・避難所等で179隊が活動）

DMAT の市区町村別派遣数

県庁本部		39
病院・避難所等		179
	金沢市	15
	七尾市	54
	輪島市	34

	珠洲市	46
	穴水市	10
	能登町	20
派遣チーム数 合計		218

中部ブロックのDMATに対して、待機要請を継続。

石川県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

福井県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

新潟県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

富山県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

(4)DPATの活動状況

石川県においてDPAT 28隊が活動中。（内訳：県庁本部で2隊、DPAT活動拠点本部で14隊、病院・避難所等で12隊が活動）

DPATの市区町村別派遣数

県庁本部		2
活動拠点本部（七尾市：公立能登総合病院）		14
病院・避難所等		12
（内訳）	能登町	3
	七尾市	3
	輪島市	4
	珠洲市	2
	穴水町	0
派遣チーム数 合計		28

DPAT調整本部立ち上げ

1月2日 石川県

1月3日 福井県、静岡県、愛知県、岐阜県

1月4日 栃木県、三重県、群馬県、長野県、山梨県

1月5日 富山県

1月6日 宮城県、茨城県

1月7日 12都道県（秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、宮崎県、北海道）

1月8日 青森県、岩手県、京都府、佐賀県

1月9日 山形県、大阪府、沖縄県

1月11日 和歌山県、岡山県、山口県、熊本県

(5) 看護師の活動状況

- ・ 災害支援ナースの活動状況（1月11日10時00分時点）
石川県看護協会において、災害支援ナース7名を石川県内の避難所等に派遣。
（1月5日から延べ52人を派遣）
日本看護協会において、石川県内の医療機関等に他県看護協会から20名の災害支援ナースを派遣。（1月6日から延べ104人を派遣）

・ 公的医療機関からの派遣看護師の活動状況（1月12日6時00分時点）

能登半島北部の病院看護師を支援するため、市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院に、新たに、国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社、済生会、労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所から看護師を派遣することで各団体と調整済み。第一陣25名の看護師が1月12日に4つの病院に入る予定。

(6) その他の医療班の活動状況

- ・ JMATの活動状況（1月11日17時00分時点）
石川県において現在19隊が活動中（内訳：JMAT調整本部・支部で4隊、病院・避難所等で15隊が活動）
- ・ 国立病院機構（NHO）の活動状況（1月11日9時30分時点）
石川県においてNHO現地対策本部（NHO金沢医療センター内）を立ち上げ（1月4日）
NHOの医療班6班が輪島地域の避難所等で活動中。
- ・ JRATの活動状況（1月10日17時00分時点）
石川県において3チームが活動中（内訳：穴水町、七尾市、いしかわ総合スポーツセンター）

(6) 医薬品等の供給

- ・ 現地の医療機関等から石川県庁等への供給要請を受け、石川県薬業卸協同組合と連携して、同組合加盟の医薬品卸売業者から陸路で輸送を行っており、供給要請に応じて、陸路の状況にもよるが、基本的に翌日には現地の医療機関等にお届けできる体制を整備している。
- ・ 被災された方々に必要な検査を実施するため、業界団体に対して、被災地域への抗原定性検査キットの供給を特に優先するよう、1月9日に事務連絡を发出。

(7) 避難所等への医薬品の供給

- モバイルファーマシー

- ・石川県より石川県薬剤師会にモバイルファーマシーの出動要請があり、日本薬剤師会を通じ、各地のモバイルファーマシーに協力を依頼。(1/5)。
- ・1/7からモバイルファーマシー1台出動(岐阜薬科大学/岐阜県薬剤師会)し、珠洲市健康増進センターを拠点に活動開始。(1/8)
- ・1/9から、三重県薬剤師会の1台が輪島市を中心に活動開始。(1/10)
- ・1/10から、宮城県薬剤師会の1台が能登町を中心に、和歌山県薬剤師会の1台が穴水町を中心に活動開始。(1/10)
- ・1/11から、横浜薬科大学/横浜市薬剤師会/横浜市の1台が能登町を中心に活動開始。(1/12)

○一般用医薬品(OTC)等の供給

- ・日本薬剤師会と日本チェーンドラッグストア協会等の連携により、避難所等に一般用医薬品等の配送を開始。(1/11)

(8) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

県庁経由や業界団体通じて被災の報告を受けている製造所があり、現在、製造設備の稼働への影響を確認中。

(9) 衛生用品等の支援状況

石川県より内閣府支援物資チームを通じて以下のとおり物資支援の要請があり、対応を行っている。

到着日	配送先	対象品目	依頼先
1月3日	石川県産業展示館	子供用オムツ2,000枚、大人用オムツ21,500枚、生理用品30,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	珠洲市県民体育館	子供用オムツ1,500枚、大人用オムツ25,000枚、生理用品20,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	柳田体育館	子供用オムツ1,500枚、大人用オムツ4,500枚、生理用品15,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	石川県産業展示館	子供用オムツ600枚、大人用オムツ1,500枚、生理用品10,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月7日	石川県産業展示館	マスク50,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月8日	石川県産業展示館	マスク50,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月8日	石川県志賀町役場	生理用品3,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月9日	輪島市文化会館	消毒液30本	明祥(株)
1月10日	志賀町役場	おりものシート3,000枚	日本衛生材料工業連合会

1月10日	穴水小学校体育館	のど飴（医薬部外品）500個	明祥（株）
-------	----------	----------------	-------

(10) (独) 福祉医療機構における対応

社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始（1/4）

(11) 医療法等の取扱いについて

被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、事前の届出が不要であること等を示す通知を発出。（「令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」令和6年1月5日付け医政局総務課・地域医療計画課・医療経営支援課長通知）

(12) 医療関係職種等の養成所等について

石川県より情報提供があり、七尾看護専門学校において校舎損壊等のため授業再開の見通し不明。看護課において東日本大震災と同様に転学に関する事務連絡を发出するなど対応を検討中。

(13) 令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて

各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用（人件費、旅費等、薬剤費等、ドクターヘリ運航費）及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。（1/11）

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・ 2県内の12事業者において約59,632戸が断水中。一部は断水解消済。
- ・ 引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
断水未解消				
【富山県】 ひみし 氷見市	14,000	1,780	1/1～	・ 配水管破損 ・ 応急給水実施中
【石川県】				

ななおし 七尾市	約 21,800	約 20,400	1/1~	・配水管破損、配水池破損 ・応急給水(自市、日水協、自衛隊)
わじまし 輪島市	約 10,000	約 10,000	1/1~	・管路、配水池破損 ・応急給水(自市、日水協、自衛隊、 国交省)
すずし 珠洲市	約 4,800	約 4,800	1/1~	・管路破損、停電 ・応急給水(日水協、自衛隊、国交省)
しかまち 志賀町	約 8,800	約 8,800	1/1~	・配水管破損 ・応急給水(日水協、自衛隊、国交省)
あなみずまち 穴水町	約 3,200	約 3,200	1/1~	・応急給水(日水協、自衛隊)
のとちよう 能登町	約 6,200	約 6,100	1/1~	・道路崩落による管路破損 ・応急給水(日水協、自衛隊、国交省)
はくいし 羽咋市	約 7,700	約 2,600	1/1~	・配水管破損 ・応急給水(日水協)
かほく市	約 9,800	約 90	1/1~	・配水管破損 ・応急給水(自市)
うちなだまち 内灘町	約 12,000	約 860	1/1~	・配水管破損 ・応急給水(自町、日水協)
なかのとまち 中能登町	約 7,000	約 1,000	1/1~	・配水管破損 ・応急給水(日水協、国交省)
のみし 能美市	約 30	2	1/1~	・配水管破損
合計※	約 105,330	約 59,632		
断水解消済み				
【新潟県】				
にいがたし 新潟市	2,325	0	1/1~1/7	・配水管破損(復旧済み)
さどし 佐渡市	676	0	1/1~1/5	・配水管破損(復旧済み)
ながおかし 長岡市	61	0	1/1	・配水管破損(復旧済み)

さんじょうし 三條市	93	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
かしわぎし 柏崎市	20	0	1/1	・配水管破損 (復旧済み)
いといがわし 糸魚川市	46	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
みょうこうし 妙高市	29	0	1/1	・配水管破損 (復旧済み)
ごせんし 五泉市	18	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
じょうえつし 上越市	90	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
とおかまちし 十日町市	36	0	1/2	・配水管破損 (復旧済み)
【富山県】				
とやまし 富山市	85	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
たかおかし 高岡市	4,090	0	1/1~1/5	・配水管破損 (復旧済み)
おやべし 小矢部市	525	0	1/1~1/9	・配水池破損 (復旧済み)
なんとし 南砺市	27	0	1/1~1/3	・送水管破損 (復旧済み)
いみずし 射水市	210	0	1/1~1/3	・配水管破損 (復旧済み)
【石川県】				
かなざわし 金沢市	約 1,000	0	1/1~1/11	・配水管破損 (復旧済み)
かがし 加賀市	約 160	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
はくさんし 白山市	約 30	0	1/1~1/2	・断水解消
つばたまち 津幡町	約 15,000	0	1/1~1/8	・配水管破損 (復旧済み)
ほうだつしみずちよう 宝達志水町	約 3,300	0	1/1~1/9	・配水管破損 (復旧済み)
【福井県】				
あわらし あわら市	99	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
【長野県】				
こもろし 小諸市	6	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)

いよいよまし 飯山市	7	0	1/1~1/2	・配水管破損 (復旧済み)
さかえむら 栄村	47	0	1/2	・濁水 (復旧済み)
ながのけん 長野県	30	0	1/2	・配水管破損 (復旧済み)
【岐阜県】 たかやまし 高山市	1,500	0	1/1	・減圧弁の異常 (復旧済み)
合計※	約 29,510	0		

※：各市町村等の断水戸数の合計

【その他】

- ・水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請。
- ・応急給水活動状況等については日本水道協会等より石川県へ85台派遣。また、自衛隊、国土交通省からも別途給水車を派遣。(詳細は別紙参照)。
- ・被害状況の調査や復旧計画の立案を行う水道事業者の技術職員として約170名を順次現地に派遣。

(2) 避難所における食中毒発生防止への対応

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットと共に発出した(1/2)。

※「令和6年能登半島地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(令和6年1月2日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

(3) 火葬場の被害状況

石川県で2火葬場(輪島市、珠洲市)が使用不可、1火葬場(能登町)が一部の炉のみ稼働可能。(県内13火葬場のうち、10火葬場は通常どおり稼働可能。使用不可であった七尾市の火葬場は復旧済み。)(1/4)

(4) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和6年1月2日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請(1/2)。

(5) 日本政策金融公庫への協力要請

日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請（1/3、1/5）。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

石川県内において、**29施設**に停電（うち**18施設**は復旧）、139施設に断水あり（うち**29施設**は復旧）、6施設が建物の被害（うち、1施設においては建物全焼）あり、**19施設**が他施設に避難中（うち1施設は帰園済）。（1/12）

新潟県内において23施設に建物被害あり。（1/11）

富山県内において1施設に停電、13施設に断水あり（うち1施設は復旧）、8施設に建物被害あり、2施設が他施設に避難中。（1/10）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	146	146	-	-	29	11	139	110
ななおし 七尾市	25	25	-	-	4	1	24	23
あなみずまち 穴水町	9	9	-	-	6	2	9	9
かなざわし 金沢市	2	2	-	-	1	1	1	1
のとちよう 能登町	12	12	-	-	6	-	12	12
わじまし 輪島市	14	14	-	-	8	4	13	13
すずし 珠洲市	8	8	-	-	3	2	7	7
しかまち 志賀町	16	16	-	-	-	-	16	16
なかのとまち 中能登町	9	9	-	-	-	-	9	5
はくいし 羽咋市	10	10	-	-	-	-	9	3
ほうだつし みずちよう 宝達志水町	7	7	-	-	-	-	7	-
かほく市	11	11	-	-	1	1	11	6
つばたまち 津幡町	15	15	-	-	-	-	15	11
うちなだまち 内灘町	5	5	-	-	-	-	5	3
こまつし 小松市	2	2	-	-	-	-	1	1
のみし 能美市	1	1	-	-	-	-	-	-

新潟県		23	23	-	-	-	-	-	-
	じょうえつし 上越市	8	8	-	-	-	-	-	-
	つぼめし 燕市	1	1	-	-	-	-	-	-
	にいがたし 新潟市	11	11	-	-	-	-	-	-
	みょうこうし 妙高市	2	2						
	いといがわし 糸魚川市	1	1						
富山県		22	22	-	-	1	1	13	12
	ひみし 氷見市	8	8	-	-	-	-	8	8
	たかおかし 高岡市	7	7	-	-	1	1	3	2
	うおづし 魚津市	1	1	-	-	-	-	-	-
	いみずし 射水市	1	1	-	-	-	-	1	1
	とやまし 富山市	1	1	-	-	-	-	-	-
	おやべし 小矢部市	2	2	-	-	-	-	1	1
	となみし 砺波市	1	1	-	-	-	-	-	-
	なんとし 南砺市	1	1						
	合計	191	191	-	-	30	12	152	122

また、石川県金沢市よりも北の5市7町に所在する施設のうち、施設から災害時情報共有システムに被害の報告はないものの、石川県庁が1月3日時点で個別に連絡を取っていない102施設について、被害状況や物資の不足状況等を確認するため、関係団体とも協力の上、個別に連絡を行い、全ての施設の状況を確認済み。(1/6)

引き続き必要な支援の実施に取り組む。

(2) 障害者関係施設の被害状況

石川県内において、6施設に停電（うち2施設は復旧）、29施設に断水あり（うち2施設は復旧）。5施設が建物の被害あり、11施設が避難中。(1/11)

新潟県内において、2施設で利用者を他施設へ避難。(1/1) → 避難解除 (1/2)。1施設に建物被害あり。(1/9)

上記施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	36	34	-	-	6	4	29	27

ななおし 七尾市	10	10	-	-	-	-	10	10
わじまし 輪島市	6	6	-	-	3	3	4	4
はくいし 羽咋市	2	2	-	-	-	-	2	2
かほく市	1	1	-	-	-	-	1	1
つばたまち 津幡町	2	2	-	-	-	-	2	2
うちなだまち 内灘町	1	-	-	-	-	-	1	-
あなみずまち 穴水町	4	4	-	-	2	-	4	4
のとちよう 能登町	3	3	-	-	1	1	2	2
なかのとまち 中能登町	2	1	-	-	-	-	1	0
しかまち 志賀町	1	1	-	-	-	-	1	1
すずし 珠洲市	1	1	-	-	-	-	1	1
かなざわし 金沢市	1	1	-	-	-	-	-	-
かがし 加賀市	2	2	-	-	-	-	-	-
新潟県	3	1	-	-	-	-	-	-
ながおかし 長岡市	2	0	-	-	-	-	-	-
にいがたし 新潟市	1	1	-	-	-	-	-	-
合計	39	35	-	-	6	4	29	27

また、石川県金沢市よりも北の5市7町に所在する障害者支援施設、グループホーム等の入所・入居施設のうち、1月3日時点で連絡が取れていない40施設について、被害の状況や物資の状況等を確認するため、関係団体とも協力の上、個別に連絡を行い、全ての施設の状況を確認済み。(1/6)

引き続き必要な支援の実施に取り組む。

(3) その他施設の被害状況

石川県金沢市において救護施設1施設に一室の天井の崩落等の被害あり。(1/2)

→安全確認を行い、居室として利用可能な旨を確認(1/4)

石川県七尾市において救護施設1施設に断水・ガス供給停止等の被害あり。→ガス供給再開(1/2)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数	被災状況別内訳		
		浸水等	停電	断水

	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	2	1	-	-	-	-	1	1
<small>かなざわし</small> 金沢市	1	0	-	-	-	-	-	-
<small>ななおし</small> 七尾市	1	1	-	-	-	-	1	1
合計	2	1	-	-	-	-	1	1

(4) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動

- ・各都道府県に対し、石川県への DWAT 派遣についての協力を依頼（1/5）。
- ・災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会）から職員 1 名を、群馬県から DWAT 先遣隊 1 名を石川県へ派遣。被災県外からの DWAT 受入に向けた調整活動を開始（1/6）。
- ・8 府県から DWAT を派遣し、石川県金沢市、七尾市、志賀町において活動中（1/10）。

(5) その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請（1/4）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和 6 年能登半島地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知（1/4）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、児童福祉施設や保護施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を周知（1/4）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について準備を進めている旨を周知（1/7）。
- ・各都道府県に対し、管内市町村、福祉関係団体等の協力により被災地の社会福祉施設等への派遣が可能な介護職員等を登録するよう依頼するとともに、石川県に対し、介護職員等の派遣が必要な被災地の社会福祉施設等を登録するよう依頼（1/10）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、保護施設を含む他施設からの職員の応援派遣によって派遣元の保護施設等において職員の一時的な不足がある場合の人員基準等について柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知（1/9）。

・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等におけるノロウイルス感染症の予防について注意喚起を行うとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受けることが可能な旨を周知（1/9）。

(6) (独) 福祉医療機構における対応（再掲）

社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始（1/4）。

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/1）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（1/1）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。日本透析医会災害時情報ネットワークワーキングリストにおいて、石川県の複数の透析施設にて透析不可の状態であるとの情報を確認。（1/1）

被災地の透析患者等の受入体制の確保等について都道府県に協力を依頼する事務連絡を発出した。（1/1）

また、石川県、富山県の被害状況等について確認し、以下の情報を得た。（1/5）

【石川県】

1. 透析医療機関の総数:43医療機関
2. 1のうち、透析が出来ない医療機関の総数: 6 医療機関（最大: 7 医療機関）
3. 2の機関に通院していた透析患者のうち透析困難な患者数:0人（最大:360人）
4. 透析を受けることが出来ない患者への対応:

通院が困難な患者については、1/4までの搬送により、概ね搬送済み。1/5以降は受入先の医療機関で引き続き透析を実施中。

【富山県】

1. 透析医療機関の総数:44医療機関
2. 1のうち、透析が出来ない医療機関の総数: 0 医療機関（最大: 1 医療機関）
3. 2の透析医療機関に通院している透析患者数: 0 人

4. 透析を受けることが出来ない患者への対応:対応予定なし

(3) 被災者の健康管理

- ・ 各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT 事務局に対し、連絡体制の確保を依頼（1/1）。
- ・ 各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（1/1）。

・保健所の被害状況

- ①石川県能登北部保健福祉センター（能登北部保健所）：正面玄関風除室が損傷。断水中。停電し、非常用電源稼働中（1/1）
→電力について、通常電源で復旧済み。（1/2）

・避難所等の保健活動状況

- ①石川県能登中部保健福祉センターについて、1月2日に県庁から保健師2名を派遣。管内の市町にも1月2日より順次保健師を派遣。
- ②石川県能登北部保健福祉センターについて、1月3日に県庁から職員を派遣し、状況確認。

- ・石川県内の避難所の衛生状況について速やかに確認するよう県庁担当課に依頼済み。（1/2）
- ・石川県より DHEAT 及び保健師等広域応援派遣について検討中との連絡があり、調整中。（1/2）

→石川県より DHEAT 及び保健師等広域応援派遣について正式に依頼があり、各都道府県等に対して、派遣調整について依頼。（1/3）

○DHEAT の派遣について

→DHEAT については、派遣調整により、1/5 より 1 チーム、1/6 より 2 チーム、1/7 より 2 チーム、1/8 より 2 チーム、1/25 より 1 チームの計 8 チームを輪島市、能登町、穴水町、七尾市、県庁へ派遣することが確定。（1/4）

※チームは、下記 8 道府県で構成されている。

滋賀県、富山県、熊本県、茨城県、大阪府、山梨県、和歌山県、北海道

→1/6 より 1 チーム（沖縄県）を県庁へ派遣。また、追加の派遣調整により、1/10 より 1 チーム（岐阜県）を珠洲市へ派遣することが確定。（1/8）

○保健師等の派遣について

→保健師等広域応援等により、避難所における健康管理を担う保健師等の派遣調整を行ったところ。

- ・派遣調整により、1/6 より 2 チーム、1/7 より 11 チーム、1/8 より 1 チームの計 14 チームを珠洲市、能登町、穴水町、七尾市へ派遣することが確定。（1/4）

※チームは、下記14府県で構成されている。

岩手県、三重県、広島県、神奈川県、宮城県、兵庫県、静岡県、福島県、大阪府、和歌山県、岡山県、青森県、山形県、愛知県

→石川県より保健師等広域応援派遣について追加依頼があり、各都道府県等に対して、派遣調整について依頼。避難所における健康管理を担う保健師等の派遣調整を行ったところ。

- ・派遣調整により、1/9より9チーム、1/10より2チームの計11チームを輪島市、金沢市へ派遣することが確定。(1/5)

※チームは、下記11都府県で構成されている。

宮城県、秋田県、栃木県、千葉県、茨城県、東京都、長野県、京都府、兵庫県、徳島県、香川県

- ・追加の派遣調整により1/11より1チーム、1/12より2チーム、1/13より2チーム、1/14より1チームの計6チームを七尾市、県庁へ派遣することが確定。(1/9)

※チームは、下記6府県で構成されている。

愛知県、山梨県、愛媛県、高知県、大分県、京都府

- ・追加の派遣調整により1/14より4チーム、1/16より1チームの計5チームを能登町、志賀町へ派遣することが確定。(1/10)

※チームは、下記5県で構成されている。

奈良県、山口県、島根県、福岡県、佐賀県

- ・追加の派遣調整により、1/16より1チームを県庁へ派遣することが確定。(1/11)

※チームは、北海道。

- ・石川県の調整により、1/4より福井県のチームを珠洲市へ派遣。

引き続き情報収集に努める。

○栄養・食生活の支援について

- ・都道府県・保健所設置市・特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に関する対応を依頼。(1/4)

※「令和6年能登半島地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」(令和6年1月4日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡)

- ・日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援と、その一環として、要配慮者への食品等の提供に係る体制整備(特殊栄養食品ステーションの設置)について依頼。(1/4)

※「令和6年能登半島地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について(協力依頼)」(令和6年1月4日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡)

- ・日本栄養士会が、乳児用液体ミルク等を積んだ車両で七尾市入りし、県栄養士会と共同して特殊栄養食品ステーションを設置。DMAT活動拠点である能登総合病院に乳児用液体ミルクを持参するとともに、能登北部の避難所への搬入等をDMAT

に依頼し、DMAT 了承。さらに、道路事情が改善された場合の能登北部への搬入等を見据え、車両を特殊栄養食品ステーションに引き渡し（1/3）。

- ・日本栄養士会が、今後、特殊栄養食品ステーションの追加設置も視野に企業と調整し、乳児用液体ミルク、離乳食、高齢者等向けのやわらか食等を確保。金沢市の県栄養士会に5日以降順次届くよう手配（1/4）。このほか、被災地での栄養・食生活支援の強化に向けて、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）3名を、同会所有の災害支援車両2台により派遣（1/5）。
- ・日本栄養士会は、企業から県栄養士会に配送された乳児用液体ミルク、離乳食、高齢者等向けのやわらか食等の食品を、七尾市内の特殊栄養食品ステーションに搬送。続けて、同市内の2避難所（七尾サンライフ、城山体育館）を巡回し、必要な食品を搬入。また、東海・北陸ブロックの県栄養士会に対し、JDA-DAT の派遣を要請（1/6）。
- ・日本栄養士会は、企業から提供され、県栄養士会に届いた要配慮者向けの食品を、輪島市内の避難所（ふれあい健康センター）に搬入（1/7）。

（4）感染症予防対策

- ・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知（1/1）。
※「令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について」（令和6年1月1日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）
- ・1/3より日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)が活動中。被災地の避難所等での感染症予防対策の支援及び関係者との調整のため、1/5から感染症対策課の職員等を石川県に派遣。現地の状況を踏まえ、避難所等の感染症予防対策の体制を充実するため、感染症対策課からの人員を増強するとともに、国立国際医療研究センター(NCGM)に加え国立感染症研究所からも専門家の派遣を実施（1/10～）
- ・国立感染症研究所が石川県における被害・感染症に関するリスクアセスメント表（1/5現在）を作成し、ホームページで公表
- ・避難所や高齢者施設等でのノロウイルス感染症対策について、啓発資料やマニュアル等を含めた留意点及び発生時に日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT）や国立感染症研究所の専門家による支援を受けることが可能である旨を周知（1/8）

（5）アレルギー対策

避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（1/2）。

※ 「避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」（令和6年1月2日付け健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）

また、X及びFacebookにおいて、災害時のアレルギー疾患への対応について注意喚起を実施（1/3）。

(6) 公費負担医療の取扱い

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛て発出。（1/1）

※「【事務連絡】令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和6年1月1日付け関係課連名事務連絡）

(7) ワクチン接種について

・新型コロナワクチン接種の委託料請求の取扱いについて、震災により新型コロナワクチン接種の委託料を期限までに請求することが困難な場合の取扱いについて、柔軟な対応が可能であることを周知（1/5）。

※「石川県能登地方を震源とする地震に伴う新型コロナワクチン接種の委託料請求の取扱いについて」（令和6年1月5日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

・定期の予防接種や新型コロナ予防接種の対象者であって、震災により居住地である市町村における定期接種や新型コロナ予防接種を受けることが困難な者に対して、居住地外市町村において接種を実施して差し支えないことなどを都道府県へ周知（1/10）

※「石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱いについて」（令和6年1月10日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 輸血用血液製剤

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。（1/1）

(2) 薬局、薬剤師

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/1）。

現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被害	被害状況別内訳	営業状況
------	----	---------	------

	件数	建物等 損壊	断水	停電	その他	被害件数のうち、 営業不可数
新潟県	10	5	-	-	5	1
<small>にいがたし</small> 新潟市	10	5	-	-	5	1
石川県	60	24	45	9	9	20
<small>かなざわし</small> 金沢市	2	1	-	-	1	1
<small>ななおし</small> 七尾市	23	10	20	1	1	5
<small>こまつし</small> 小松市	1	1	-	-	-	-
<small>わじまし</small> 輪島市	6	1	3	2	3	5
<small>はくいし</small> 羽咋市	4	1	4	-	-	1
<small>かほくし</small> かほく市	1	-	1	-	-	-
<small>しかまち</small> 志賀町	4	1	3	-	1	1
<small>ほうだつし みずちょう</small> 宝達志水町	2	1	1	-	-	-
<small>なかの とまち</small> 中能登町	4	1	4	-	-	-
<small>あなみずまち</small> 穴水町	5	3	5	4	-	2
<small>の とちょう</small> 能登町	8	4	4	2	3	5
富山県	9	5	2	-	2	-
<small>ひみし</small> 氷見市	3	1	2	-	-	-
<small>とやまし</small> 富山市	2	2	-	-	-	-
<small>たかおかし</small> 高岡市	2	-	-	-	2	-
<small>いみずし</small> 射水市	1	1	-	-	-	-
<small>なんとし</small> 南砺市	1	1	-	-	-	-
合計	79	34	47	9	16	21

○各都道府県等に対して、被災地における医薬品等の取扱いについて周知。

※「令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」（令和6年1月2日付け厚生労働省医薬局総務課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（1/2）。

○石川県内の被災地（羽咋郡以北の地域）における処方箋の受付可能な薬局の情報等が、石川県健康福祉部薬事衛生課HPに掲載されている。

HP：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/r6jishin/yakkyoku.html>（1/5）。

○薬剤師の派遣

・1/7より、石川県薬剤師会が薬剤師を派遣。珠洲市、輪島市、穴水町及び能登町を中心に活動。(1/12)

・薬剤師は、医療用医薬品・OTC 医薬品を持参して避難所を巡回し、避難者の薬相談、医師が処方した薬の調剤、避難所の衛生管理などを行う。(1/7)

(3) 毒物劇物関係

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、毒物劇物に係る流出事故や被害状況を把握した場合には報告するよう依頼。(1/1)

現時点の被害状況は以下の通りである。

市町村名	報告日	概要	被害等
富山県			
高岡市	1月4日	工場から塩酸が公共用水域（河川）に流出。流出した塩酸の濃度・流出量は調査中。なお、報告日時点で河川への流出は止まっている。	魚類等への影響は確認されていない。また、人的被害も発生していない。

7 障害者支援関係

<事業者・自治体への対応関係>

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。(1/1石川県、富山県、福井県、新潟県)

被災により受給者証を紛失等した場合に、受給者証を提示しなくても障害福祉サービス等を受けることができる旨を各都道府県等に周知。(1/4)

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請。(1/1)

(3) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型・B 型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(1/1)

(4) 障害児者の安否確認等について

市町村が在宅の障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を新潟県、富山県、石川県、福井県に周知。(1/1)

(5) できる限りの支援の提供を行った場合の障害福祉サービス等報酬の取扱いについて

主に通所系サービスについて、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまで通り報酬の対象とする旨を石川県に周知。(1/3)

(6) 被災者に係る障害福祉サービスの利用料等の免除について

被災により利用料の支払いが困難な者について、障害福祉サービス事業所は利用料の支払いを猶予することができ、市長村は利用料を免除することができることを周知。石川県、富山県、福井県、新潟県に対し、管内市長村における利用料の免除の意向確認を依頼。(1/9)

(7) 障害福祉サービス等報酬の請求の取扱いについて

障害福祉サービス等報酬の請求について、概算請求を可能とすることを、各都道府県に周知(1/4)

(8) 支給決定等の取扱いについて

被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知。(1/4)

(9) 被災に係る介護給付費の取扱いについて

障害福祉サービスの利用者や事業所が被災した場合等における障害福祉サービス等報酬の加算等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを各都道府県等に周知。被災地に職員を派遣した派遣元の障害福祉サービス事業所において、人員配置基準の柔軟な取扱いを可能とすることを各都道府県等に周知。(1/4)

(10) 精神保健福祉法における入院手続について

被災地で新たに措置入院を行う際の手続や、医療保護入院を行う際に入院に同意する家族等を見つけるのが困難な場合における手続等について各都道府県等に Q & A を発出。(1/5)

(11) 精神保健指定医の更新時研修を受けることができない場合の対応について

地震の影響により、更新時研修を受けることができない場合について、受講期間の延長ができる旨を各都道府県等に周知。(1/10)

<要援護障害者等への対応関係>

(1) 避難所等における障害児者への配慮事項等について

避難所等における障害特性に応じた配慮事項について周知し、特段の配慮を要請。(1/1石川県、富山県、福井県、新潟県)

- (2) 避難所等における視聴覚障害者への情報・コミュニケーション支援について
視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。(1/1)
- (3) 避難所等における発達障害児者への配慮事項等について
避難所等で生活する障害児者やその御家族に対する支援について、発達障害の特性に応じた配慮の例などをまとめたリーフレットを送付し、関係機関等への周知を依頼。(1/4)
- (4) 被災されたストーマ保有者に対する支援について
○ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(1/5石川県、富山県、福井県、新潟県)
○上記支援にかかる避難所等の被災者向けのチラシについて、保健師チーム等の協力を得て、避難所への配布等を行うこととした。(1/9石川県)
- (5) 視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について
避難所等における視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例の再周知、及び団体や企業による取組について周知。(1/5石川県、富山県、福井県、新潟県)

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(1/1)。
※「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和6年1月1日付け保険局医療課事務連絡)を送付(1/1)。
- 被災地の医療機関・薬局等での保険診療について、仮設建物での継続、処方箋を持参できない場合の調剤、定数超過入院・人員配置基準や訪問看護の柔軟な対応等の特別な対応について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(1/2)。
※「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和6年1月2日付け保険局医療課事務連絡)を送付(1/2)。
- 被災地の医療機関・薬局等のレセプト請求(令和5年12月診療等分)について、提出期限を延長するとともに、レセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した場合には、通常の請求方法に代えて「概算請求」を行うことができる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(1/4)。

- ※「令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和6年1月4日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/4）。
- 保険診療による入院について、被災地での患者受入や被災地からの転院受入の際のやむを得ない場合の平均在院日数等の施設基準等の柔軟な対応について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/7）。
- ※「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その2）」（令和6年1月7日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/7）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
- ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年1月2日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/2）。
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和6年1月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/1）。
- ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「令和6年能登半島地震に伴う災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和6年1月1日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/1）。
- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/1）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/1）。石川県及び富山県の20市町において期間延長（1/7）。
- ※「令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期

間について」（令和6年1月1日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課事務連絡）を送付（1/1）。

- 被災地でのオンライン資格確認システムの活用についてプレスリリース（被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合も薬剤情報等を閲覧可能となる緊急時機能のアクティブ化、マイナンバーカードを持っている場合はスマホからマイナポータルにて薬剤情報等が閲覧可能であり避難所での医療活動での活用が考えられること）（1/2）

※プレスリリース「令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び避難所での情報閲覧について」を公表（1/2）。

- 社会保険診療報酬支払基金に対して、拠出金等の納付猶予に関する制度の周知等を依頼（1/5）。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予にかかる取扱いについて」（令和6年1月5日付け厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/5）。

- 社会保険診療報酬支払基金に対して、被保険者等に係る診療報酬等明細書情報の第三者提供の取扱いについては、個人情報保護に関する法律を踏まえ、口頭又は文書により提供しても差し支えない旨を記載した事務連絡を发出（1/5）。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、被災4県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。

※「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和6年1月9日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/9）。

- 一部負担金猶予等の実施の要請について、健保組合、全国健康保険協会に対し連絡。（健保組合は意向確認も実施）※【健保組合】「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請・意向確認）」（令和6年1月10日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/10）。※【協会けんぽ】「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和6年1月10日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/10）。

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（1/1）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（1/1）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した者に係る被保険者証の提示等について」を送付（1/1）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/1）。【再掲】

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（1/1）

避難所等の要援護高齢者に対する福祉サービス等の確保のための取組や留意事項及び特例措置等について周知。

※「令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」を送付（1/9）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/1）。【再掲】

(4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（1/2）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて」を送付（1/2）。

被災地に介護職員を派遣した派遣元の介護サービス事業所などにおいても、人員配置基準等の柔軟な取扱いを可能とすることを周知（1/3）。

※「令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」を送付（1/3）。

介護サービス事業所等が被災した場合における科学的介護情報システム（LIFE）への情報の提出についても、柔軟な取扱いを可能とすることを周知（1/4）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて」を送付（1/4）。

被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合に、令和5年12月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とし、その他の通常の方法による請求を行う場合においても、請求明細書の提出期限について各審査支払機関で柔軟な取扱いを可能とする事務連絡を発出（1/4）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」を送付（1/4）

要援護高齢者等の安否確認や適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る運営基準及び介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」を送付（1/5）

(5) 避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

各都道府県に対して、避難生活に伴う心身の機能の低下の予防及び避難所における認知症高齢者やそのご家族に対する適切な支援についてまとめたマニュアル、リーフレット等を送付し、必要に応じて、避難所等への掲示・配布や関係各所への共有等を依頼（1/2）。

※「令和6年能登半島地震による避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について」を送付（1/2）。

(6) 避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者等が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合、関係市町村間での手続について柔軟に取り扱って差し支えないこととする旨の事務連絡を発出

(1/5)。

(7) 被災者に係る利用者負担の免除等の実施について

保険者等（被災4県及び市町村）に対し、利用者負担の免除等の実施を要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう求める事務連絡を発出（1/9）。

※「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について」を送付（1/9）。

10 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【1月11日（木）19:30時点】

- ・1月2日（火） 石川労働局災害対策本部を設置。
- ・1月4日（木） 新潟労働局、富山労働局、石川労働局、福井労働局において「特別労働相談窓口」を設置。
- ・1月4日（木） 石川労働局においてX（旧 Twitter）の公式アカウントを開設。随時、閉庁情報や支援情報等を掲載。
- ・1月4日（木） 石川労働局長が石川県経営4団体及び連合石川に会員企業等の状況について確認。今のところ会員企業等からの相談はないとのこと。
- ・1月9日（火） 石川労働局管内の開庁している全ての署所に「特別労働相談窓口」を設置。
- ・1月9日（火） 石川労働局長が石川県経営4団体及び連合石川に会員企業等の状況や団体等への相談内容を聴取。解雇等についての相談があった場合に「特別労働相談窓口」の紹介を依頼。
- ・1月11日（木） 金沢新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置。
- ・1月11日（木） 石川労働局に「雇用調整助成金特別相談窓口」を設置。

○石川労働局

- ・職員全員の安全確認済み。
- ・石川労働局の署所（労働基準監督署4署、公共職業安定所6所、出張所・分室3施設、付属施設6施設 計19カ所）のうち以下の署所（5カ所）については、12日（金）まで引き続き閉庁。その他の署所（14カ所）は通常どおり開庁。
労働基準監督署・・・穴水署
公共職業安定所・出張所・・・輪島所、能登出張所
公共職業安定所付属施設・・・珠洲市地域相談室、穴水町地域相談室

11 労働関係

(1) 労働基準関係

- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(1/2)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和6年能登半島地震)」)
 - ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
 - ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化
- ・(独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(1/4~)
- ・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知。(1/4)
- ・災害復旧工事における労働災害防止のため、土砂崩壊災害や墜落・転落災害の防止、がれき処理作業における安全確保等について、関係団体(建設業労働災害防止協会、建設労務安全研究会、(一社)全国建設業協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)全国中小建設業協会)等に要請するとともに、関係4県の労働局に指示(1/4)。
- ・(公財)安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験について、被災により受験が困難な受験者等に対して、受験日の変更または受験料の返還に係る対応を開始(1/5~)
- ・がれきの処理作業等における労働災害の防止を指導する際に配布する使い捨て防じんマスク(計4,200枚)等を石川、新潟、福井の各労働局に送付(1/11発送を予定)。
- ・被災した労災保険指定医療機関等において、診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した場合にあっては、令和5年12月診療分の診療報酬を概算請求することを可能とし、その取扱いについて労災保険指定医療機関等へ周知するよう、各都道府県労働局に対して指示。
 - ※「令和6年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」(令和6年1月5日付け基補発0105第1号)を送付(1/5)。
- ・(独)労働者健康安全機構労災病院からDMATを現地に派遣(派遣中:3チーム、派遣終了:1チーム(1/11 17:00時点))。

(2) 職業安定関係

- 災害救助法の適用地域について、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険の基本手当を支給できる特別措置

を実施。

- 災害により **基本手当** の受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合、認定日変更の取扱いを行うとともに、受給資格者からの事後の認定日変更の申し出を認めるなどの認定日変更の取扱いの弾力的運用を実施。

○ 令和6年能登半島地震による災害の激甚災害への指定（※）に伴い、災害を受けたため、事業を休止・廃止したことにより休業し、被保険者が就業できず賃金を受けられない場合に、「失業」とみなして雇用保険の基本手当を支給する措置を実施。（1/11）

（※）令和6年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第4号）による。

○令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置（1/11）

被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援として、1月1日以降に開始した休業、教育訓練又は出向について、雇用調整助成金の要件を以下のとおり緩和

- ① 通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月官との比較で行うところ、直近1ヶ月に短縮する**
- ② 雇用量が一定以上増加していないことを必要とする要件を撤廃する 等**

（3）勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（1/4）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（1/4）。

② 労働金庫（ろうきん）

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知（北陸労働金庫、新潟県労働金庫（1/4））。

（4）人材開発関係

①能力開発施設等

- ・ 石川県能登地域には県立の公共職業能力開発施設が2校（能登校、七尾校）あり、職員、受講生ともに現時点で人的被害は確認されていないが、能登校につい

て電気、水道、通信設備の不通に加え、体育館等、建物の被害が確認されているほか、七尾校については、浄化槽の破損等の被害が確認されている。能登校、七尾校については1月9日の開校を延期。

- ・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構関連の公共職業能力開発施設であるポリテクカレッジ石川(穴水町)、ポリテクカレッジ新潟(新発田市)、北陸職業能力開発大学校(富山県魚津市)については、学生寮があるものの、帰省等により学生がおらず、現時点で人的被害は確認されていない。なお、ポリテクカレッジ石川の施設状況については、実習棟の外壁崩落(室内むき出し)、工作機械の倒壊多数、内壁崩落多数等の報告あり。ポリテクカレッジ石川については、授業を1月19日まで休校、1月19日以降の学校再開等の連絡はメール連絡網とホームページで行われる予定。

②外国人技能実習制度関係

- ・ 外国人技能実習機構の地方事務所である富山支所(担当区域は富山県、石川県、福井県)の職員は全員無事であり、建物についても物損等の連絡はなし。
- ・ 実習実施者の事業所が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができる旨の通知を发出。
※「令和6年能登半島地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」を送付(1/5)
- ・ 外国人技能実習機構において、特別相談窓口の設置(監理団体及び実習実施者については機構本部、富山支所及び長野支所、技能実習生については機構本部の母国語相談において対応)及び実習継続困難時の届出や実習先変更についての支援を行うことなどについての通知を发出。
※「令和6年能登半島地震による災害に伴う技能実習への対応について(依頼)」を送付(1/10)

12 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知(1/2)。
※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について(通知)」の再周知について、令和6年1月2日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。
- 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知。(1/4)

- 被災した事業主・船舶保有者に係る厚生年金保険料等の納付の猶予等について、厚生労働省ホームページにより周知。(1/5)
- 被災者専用フリーダイヤルの設置及び上記の国民年金保険料の免除、厚生年金保険料等の納付の猶予等について日本年金機構ホームページにより周知。(1/9)

13 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、3県7市4町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
新潟県	にいがたし 新潟市	1月3日	—
富山県	たかおかし 高岡市	1月4日	—
	ひみし 氷見市	1月5日	—
	おやべし 小矢部市	1月3日	—
	いみずし 射水市	1月3日	—
石川県	すずし 珠洲市	1月2日	—
	かがし 加賀市	1月4日	—
	うちなだまち 内灘町	1月4日	—
	しかまち 志賀町	1月9日	—
	ほうだつし みずちよう 宝達志水町	1月9日	—
	の ちちよう 能登町	1月6日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

14 消費生活協同組合関係

- 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(1/4)

15 生活福祉資金貸付関係

- 各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。(1/9)

以上

厚生労働省の取組について

令和6年能登半島地震におけるDWATの活動について

- 災害派遣福祉チーム(略称はDWATまたはDCAT。以下「DWAT」)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備
等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。
- DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施している。
- 1/6(土)に中央センター職員と群馬県のDWAT先遣隊を石川県へ派遣し活動を開始。1/11(木)時点で、8府県からDWATを派遣し、石川県金沢市、七尾市、志賀町において活動中。

令和6年1月9日(金沢市内1.5次避難所)
【避難所内に設置した「なんでも福祉相談コーナー」】



過去の災害における活動内容

令和2年7月豪雨(熊本県球磨地域)
【避難所内に設置した「さしより相談処」】

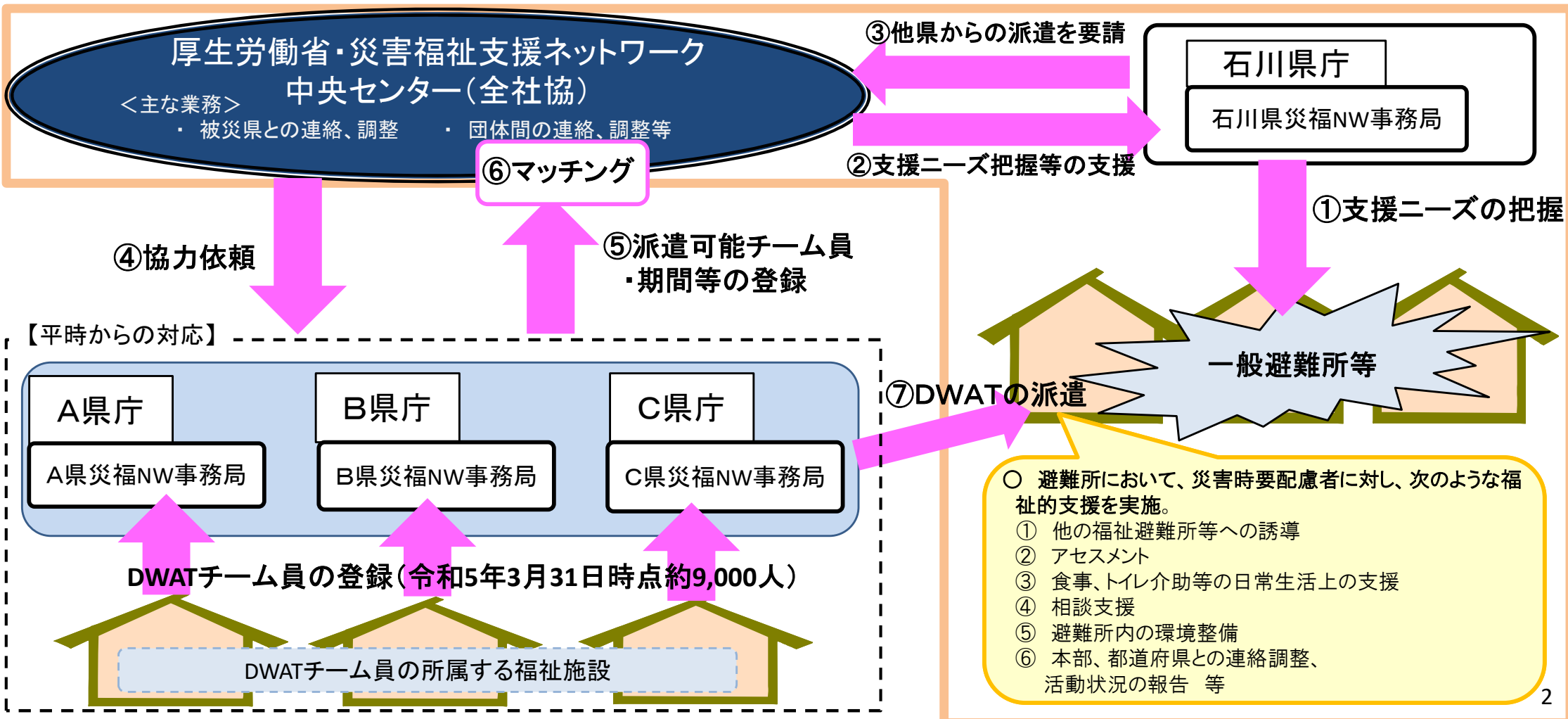


令和3年7月豪雨(静岡県熱海市)
【DMAT・DHEATとの連携】



令和6年能登半島地震におけるDWATの活動について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。
- DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施している。
- 1/6(土)に中央センター職員と群馬県のDWAT先遣隊を石川県へ派遣し活動を開始、1/8(月)から群馬県、静岡県、京都府から先遣隊を金沢市内に設置した1.5次避難所へ派遣し、活動を開始。



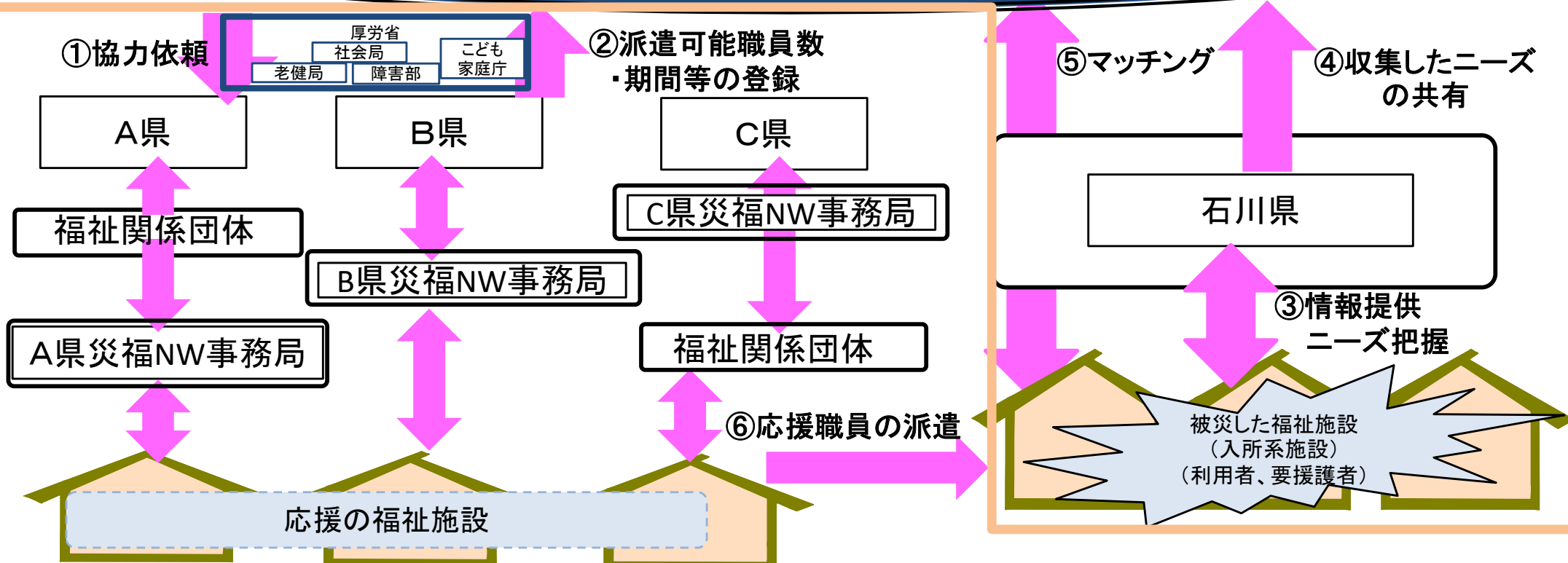
令和6年能登半島地震における介護職員等の応援派遣について

- 被災地域における社会福祉施設の入所者等の生活を確保するため、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)等の場を活用した体制の整備・介護職員等の広域的な派遣体制を構築する。
- 各県において派遣可能職員の登録にあたっては、避難所へのDWAT派遣や各福祉関係団体による被災施設応援派遣が連携して対応するために、DWATの派遣調整を行う「各県災害福祉支援ネットワーク」と情報を共有して実施できる体制を構築し実施する。
- 厚生労働省・中央センターにおいて、他県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約し、被災県において、受け入れニーズを把握した上で、全国組織団体の協力を得つつ、マッチングを行う。

厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)

<主な業務>

- ・ 被災県との連絡、調整
- ・ 団体間の連絡、調整等



(注) 派遣可能職員の登録に関しては、各都道府県の状況に応じて、実情に則した方法により調整。

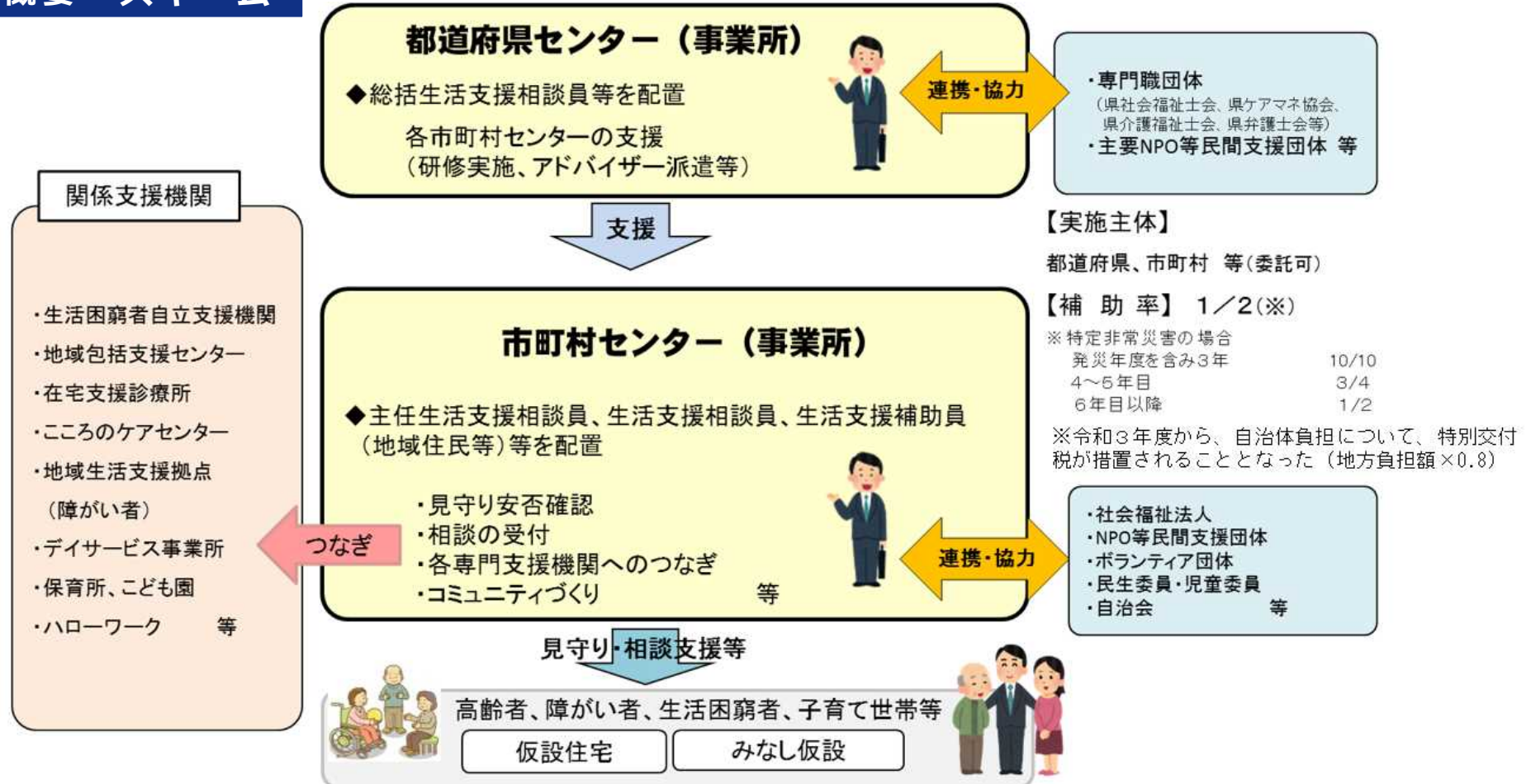
被災者見守り・相談支援等事業

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和5年度時点で事業を実施している災害:平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害)

2 事業の概要・スキーム



生活福祉資金貸付（令和6年能登半島地震の特例措置）

特例措置の内容

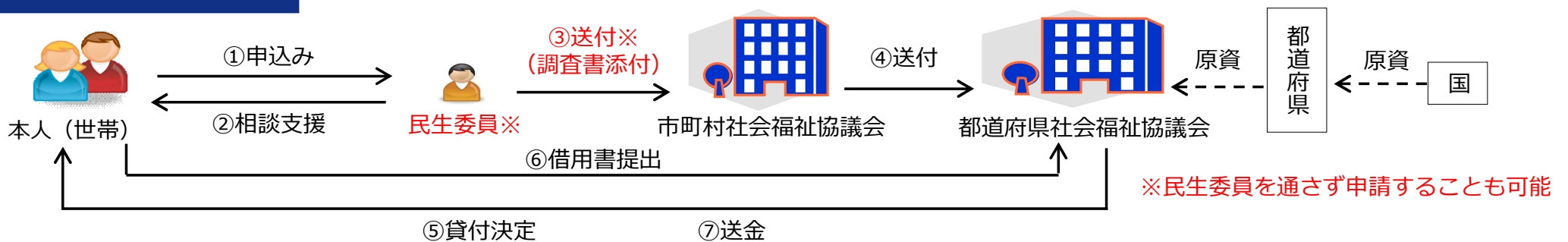
- 社会福祉協議会が貸し付けている生活福祉資金のうち、緊急小口資金について、要件の緩和を行う災害時特例措置を講じるもの。

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	被災世帯（低所得世帯等に限らない）
貸付上限	10万円以内	10万円以内 （特別な場合20万円以内）
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

※ 申請書類等も簡素化（借入申込書の記載は必要最小限、借用書への押印・印鑑証明書の提出は不要など）。

※ 今後、住宅補修費の貸付などについても特例措置を講じる予定。

（参考）貸付の流れ



心のケアの支援活動について

○発災直後から急性期における心のケア対策について

- 発生直後から急性期においては、「災害派遣精神医療チーム」、略称「D P A T（ディーパット）」（※）が急性期の精神科医療ニーズへの対応や、避難所巡回等を通じた専門的な心のケア活動を行っている。1月10日時点で、D P A Tの派遣チームが21隊活動しているが、今後、県外から追加派遣し、体制の強化を図っていく。

（※） D P A T = Disaster Psychiatric Assistance Team） D P A T 1 隊は基本的に精神科医師、看護師、業務調整員を含む数名で構成される。

- また、避難所においては、福祉関係の専門職で編成される災害派遣福祉チーム（D W A T）を派遣し、避難生活中の困り事に関する相談支援等、福祉的な視点からの支援を開始している。1月10日時点で、8府県からD W A Tを派遣し、石川県金沢市、七尾市、志賀町において活動中。

○中長期における心のケア対策について

以下の自治体の取組に対し、必要な支援に取り組む。

- 精神保健福祉センターを中心とした、保健師や精神保健福祉士、公認心理師等の専門職による被災者への専門相談ダイヤルの設置による電話相談や訪問支援などを実施。
- 応急仮設住宅に入居した被災者等が安心した生活を営むことができるよう、「被災者見守り・相談支援事業」を活用し、被災者の見守りや日常生活上の相談支援等を行うことも可能。
- 被災された在宅高齢者等について、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援へのつなぎ等を実施するため、自治体から委託を受けた団体等による実態把握に取り組む。

事務連絡
令和6年1月10日

都道府県民生主管部局 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、令和6年1月7日付事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼予定について」により、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、災害福祉支援ネットワークを活用し、社会福祉施設間での介護職員等のマッチング・派遣等の協力を依頼する予定である旨をお伝えしたところです。

地域の要援護者の移送や2次避難所に至る前の短期支援、その後の2次避難所への移行やDWATの派遣等を背景として、今後、介護等のニーズが増加することが予想されることから、このような厳しい状況を踏まえ、他地域からの介護職員等の派遣が必要と考えており、管内市町村、管内の福祉関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣の協力を依頼していただきますようお願いいたします。

つきましては、1月15日から2月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「【高齢者関係施設用】派遣職員登録票」、「【児童・母子関係施設用】派遣職員登録票」、「【障害児・者関係施設用】派遣職員登録票」、「(別紙3)【障害児・者】派遣職員調査総括票」、「【生活保護・婦人保護関係施設用】派遣職員登録票」に記入いただき、以下のこども家庭庁又は厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。また、各担当宛てメールいただく際には、とりまとめの観点から、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 (syahuku-chousa@mhlw.go.jp) も宛先を含めていただきますよう併せてお願いいたします。

登録様式においては、施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に反映されますので、都道府県におかれましては、当該別紙1を全施設・事業分集約した上で、別紙2と併せて別紙1をメールにて送付頂きますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、管内の福祉関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、基本的には令和6年1月4日付事務連絡「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」の例によりますが、詳細は追ってお知らせいたします。また、2月中旬頃に第2回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

○提出〆切（第1回）

令和6年1月12日（金）17時まで

○問合せ先及び各担当に調査結果を報告する際に含めていただく宛先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係：syahuku-chousa@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線2864）

（ダイヤル） 03-3595-2616

（FAX） 03-3591-9898

○調査結果報告先

高齢者関係施設……

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課基準第二係：

shinkou-ki jun1@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線3987）

（ダイヤル） 03-3595-2889

（FAX） 03-3503-7894

障害児・者関係施設……（※両方の宛先にお送りください。）

こども家庭庁支援局障害児支援課総務調整係、障害児支援係

：shougairinkeikaigi@cfa.go.jp

（代表） 03-6771-8030

（ダイヤル） 03-6861-0063

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係：

fukusa@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線3091）

（ダイヤル） 03-3595-2528

（FAX） 03-3591-8914

児童・母子関係施設……

こども家庭庁支援局家庭福祉課予算係、指導係：

kateifukushi.saigai@cfa.go.jp

(代表) 03-6771-8030

(ダイヤル) 03-6859-0149

生活保護・婦人保護関係施設……（※両方の宛先にお送りください。）

厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係：seihojiritsu@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 2833)

(ダイヤル) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室調整係：josei-sien01@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 4586)

(ダイヤル) 03-6812-7851

(FAX) 03-3595-2030

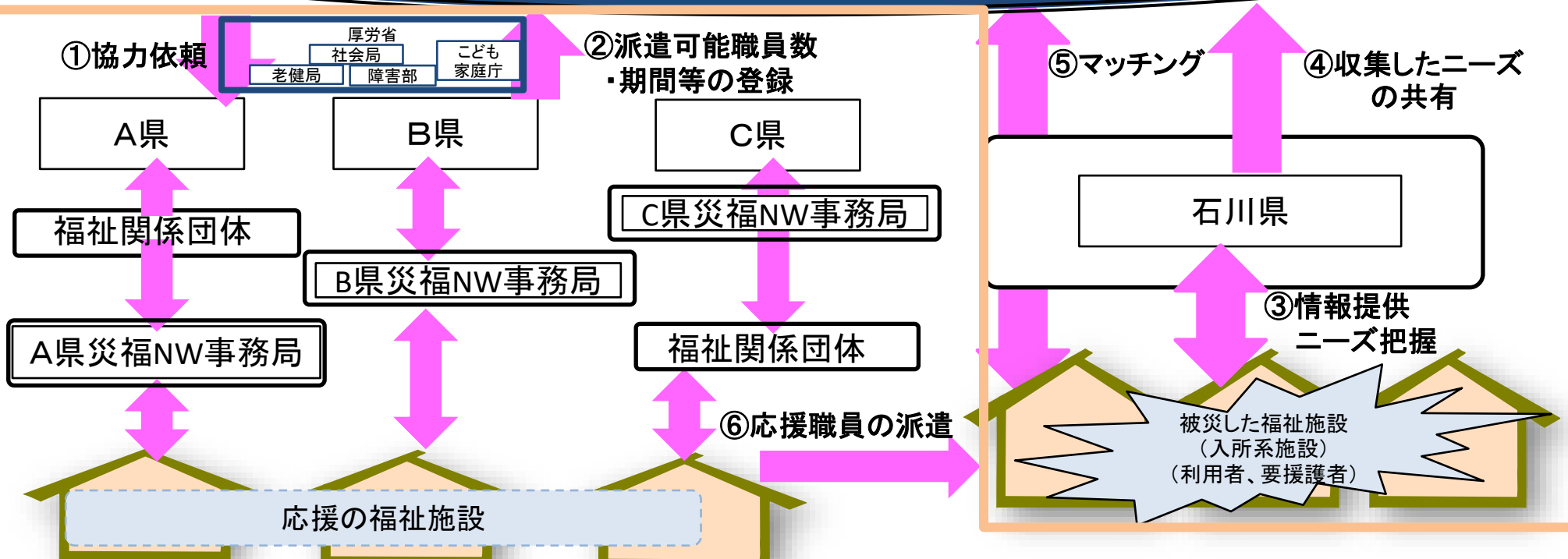
令和6年能登半島地震における介護職員等の応援派遣について

- 被災地域における社会福祉施設の入所者等の生活を確保するため、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)等の場を活用した体制の整備・介護職員等の広域的な派遣体制を構築する。
- 各県において派遣可能職員の登録にあたっては、避難所へのDWAT派遣や各福祉関係団体による被災施設応援派遣が連携して対応するために、DWATの派遣調整を行う「各県災害福祉支援ネットワーク」と情報を共有して実施できる体制を構築し実施する。
- 厚生労働省・中央センターにおいて、他県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約し、被災県において、受け入れニーズを把握した上で、全国組織団体の協力を得つつ、マッチングを行う。

厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)

<主な業務>

- ・ 被災県との連絡、調整
- ・ 団体間の連絡、調整等



(注) 派遣可能職員の登録に関しては、各都道府県の状況に応じて、実情に則した方法により調整。